

## 鶴ヶ島市コミュニティ施設特別整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、コミュニティ活動を促進するため、地域住民の心のふれあいの場や身近な生活環境施設などのコミュニティ施設の整備事業（以下「整備事業」という。）を実施する市の地域的団体（以下「地区団体」という。）に対し、毎会計年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる整備事業の事業種目、実施基準、経費及び補助額は、別表のとおりとする。

2 整備事業は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- (1) 地域住民の意向が十分反映され、地域住民の総意を得たものであること。
- (2) 既存のコミュニティ関連施設との調整を図り、その機能が最大限に活用されるものであること。

(補助対象外の事業及び経費)

第3条 次に掲げる整備事業は、前条の規定にかかわらず、補助金の交付の対象としない。

- (1) 地区団体の自己負担がない事業
- (2) 計画の部分的な事業又は整備事業のみでは単独で効用を十分に果たせない事業
- (3) 全市域的な施設又は地域住民の日常生活圏域を越えて便益に供する施設を整備する事業
- (4) 補助対象事業費の額が50万円未満の事業
- (5) 地区団体の単独事業として、既に事業に着手しており、財源の単なる補てんとなさる事業

(6) 国、県又は市の他の補助制度等の適用を受ける事業。

(7) 前各号に掲げるもののほか、整備事業の目的に適合しない事業

2 次の各号に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。

(1) 土地購入費等の経費。ただし、集会所建設に係る土地購入費等の経費を除く。

(2) 事業地の造成に要する経費が整備事業の補助対象事業費の20パーセントを超える場合、その超える部分の経費

(3) 整備事業に係る一般事務費、外構工事費等の経費

(4) 前各号に掲げるもののほか、整備事業の直接的費用と認めがたい経費

(事前手続)

第4条 この補助金の交付を受けて整備事業を実施しようとする地区団体の代表者は、様式第1号の補助金交付要望書を市長の定める期日までに市長に提出するものとする。

(申請書の様式)

第5条 規則第4条第1項に定める申請書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、市長が毎会計年度定め、補助金の交付の申請をしようとする地区団体の代表者に対してこれを通知するものとする。

(交付申請書の添付書類)

第6条 規則第4条第2項第4号に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) 実施設計書（位置図、配置図及び設計図を含む。）

(2) 土地の賃借契約書又は承諾書

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第6条に定める交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(補助金の支払)

第8条 補助金の支払いは、精算払いとする。ただし、市長が特に認めた場合は、1回に限り分割して支払うことができる。

(状況報告)

第9条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、市長の要求があったときは、整備事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で

市長に報告しなければならない。

(事業計画変更承認申請書)

第10条 補助事業者は、事業計画を変更しようとするときは、様式第4号の変更承認申請書を市長に提出しなければならない。

(事前着工届)

第11条 補助金の交付申請をした地区団体の代表者は、やむを得ない事情により交付決定前に事業を着工しようとするときは、様式第5号の事前着工届を市長に届出なければならない。

(実績報告書の様式等)

第12条 規則第9条に定める報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の報告書は、事業完了後（事業の廃止の承認を受けたときを含む。）30日以内に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係わる収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から、不動産及びその従物にあつては10年、その他のものにあつては5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年2月1日から施行し、平成3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年5月12日から施行し、平成7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年8月26日から施行し、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年度10月8日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。